

平成28年 第1回

# 士幌町議会臨時会議案

平成28年1月20日



承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第1号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第2号	士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第3号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第4号	士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第5号	平成27年度士幌町一般会計補正予算
議案第6号	平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第7号	平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第8号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第9号	平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算
議案第10号	平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第11号	平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第12号	平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
議案第13号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年1月20日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

## 承認第1号

### 専決処分の承認を求めることについて

士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

## 専 決 処 分 書

士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年12月30日

士幌町長 小林 康雄

士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
士幌町町税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

地方税法等の改正に伴い、士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものである。

議案第1号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100

17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900

51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800



85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400	380,300		
95		294,000	341,900	380,700		
96		294,400	342,300	381,100		
97		294,600	342,400	381,400		
98		294,900	342,900	381,900		
99		295,300	343,300	382,300		
100		295,700	343,600	382,700		
101		295,900	343,900	383,000		
102		296,200	344,300	383,500		
103		296,600	344,700	383,900		
104		296,900	345,100	384,300		
105		297,100	345,600	384,600		
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				

119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				
124		302,700				
125		303,000				
再任用職員						186,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第4条（見出しを含む。）中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、第15条の改正規定は、平成27年12月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に限り改正後の条例第15条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の37.5」を「100分の40」に読み替えるものとする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、勤勉手当及び給料表を改定するため、条例を改正するものである。

## 議案第2号

### 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例（昭和46年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

2 平成27年12月に支給する期末手当に限り改正後の条例第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の222.5」に読み替えるものとする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 説 明

一般職の職員の勤勉手当の支給率の引き上げを考慮し、士幌町長等の期末手当の支給率について改定するため、条例を改正するものである。

### 議案第3号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	172,000
2	222,000
3	272,000
4	322,000
5	371,000
6	419,000
7	471,000
8	532,000

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 説 明

国家公務員の人事院勧告に準じて給与表を改定するために、条例を改正するものである。

## 議案第4号

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の410」を「100分の420」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。  
（報酬の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

### 説 明

一般職の職員の勤勉手当の支給率の引き上げを考慮し、議会議員の期末手当の支給率について改定するため、条例を改正するものである。